

ルーマニアにおける経済政策とEU加盟

吉井 昌彦

1. はじめに

中・東欧諸国では、1990年代初頭の移行開始直後は、IMF主導のショック療法が主として採択されたため、価格や貿易の自由化とマクロ経済安定化を短期間に達成することを目標とした経済政策がとられたことはよく知られている。しかし、1990年代中頃になると、中・東欧諸国の多くはマクロ経済安定化を達成し、経済政策におけるIMF離れを始める一方で、欧州連合（EU）加盟への意思を明確にし、またEU側もコペンハーゲン基準に代表される受入条件を明確にし始めたため、中・東欧諸国の経済政策のアンカーはEUあるいは欧州委員会が指向する政策へと移っていった。

中・東欧諸国の一つであるルーマニアも、2005年4月25日、ルクセンブルクにおいて加盟条約が調印され、2007年1月1日にブルガリアとともにEUに加盟することとなった。¹⁾ 1989年12月末のチャウシェスク政権打倒後に追い求められてきた「欧州への回帰」がようやく実現することとなる。

しかしながら、GDP、一人当たり所得、消費者物価指数などの統計データで見ても、また、企業再編や競争政策などの経済政策においても、一足早く2004年5月にEUへ加盟した8カ国と比較すれば、ルーマニアの市場経済移行は遅れをとっていることは明白である。

本稿では、マクロ経済安定化の遅れから、ルーマニアは未だにIMFへの依存を断ち切ることができていない一方で、EUとの加盟交渉の中で現在の経済政策のアンカーがEUへと移ってきたことが示される。本稿の構成は次のとおりである。次章においてルーマニアの経済パフォーマンスが確認され、第3章の前半で、マクロ経済の安定化の必要性からルーマニアのマクロ経済政策に対するIMFの関与が未だに大きいことが示される。次に、EUとの加盟交渉のやりとりと経済政策の動きを振り返ることで、とりわけ構造政策におけるEUの関与が高まってきていることが示される。最後に、現在の経済政策の流れから、EU加盟後のルーマニア政府の経済政策の課題はどのようなものとなるのかが検討される。

1) Treaty(2005)第4条第2項。ただし、Protocol(2005)第39条には、「ブルガリアあるいはルーマニアにおけるアキーの採択及び実施準備状況が、いくつかの重要な領域において2007年1月1日の加盟日までに加盟条件を満たす上で明らかに準備が整っていない深刻な危機的状況に両国のどちらかがある場合には、欧州理事会は、欧州委員会の勧告に一致して行動し、当該国の加盟日を2008年1月1日まで1年間延期することができる。」とある。

2. 経済パフォーマンス

ルーマニアにおける経済政策とIMFあるいはEUとの関係を考える前提条件として、1990年代以後のルーマニアの経済パフォーマンスを振り返っておこう。

2.1 マクロ経済パフォーマンス

ルーマニアにおける価格自由化は、1990年11月1日に開始され、直後から3桁を越すインフレを経験するとともに、既に1989年から始まっていた生産の低下は激化し、1991年の実質GDPは12.9%の減少を示した。このような市場経済移行ショックは、1993年に実質成長率がプラスに転じることにより克服されたかに見えたが、構造改革の遅れを取り戻すべく、「市場経済移行の第2ラウンド」への挑戦を開始した1997年に再燃し、再び実質成長率はマイナスに転じ、またインフレ率も再び3桁台に上昇し、第2の市場経済移行ショックを経験することとなった。²⁾

しかしながら、第2の市場経済移行ショックは短期間で克服され、実質経済成長は2000年以降プラスに転じ、2004年には8.3%という高い経済成長率を記録している。またインフレ率も、他の中・東欧諸国と比較すれば未だ高いものの、10%を割ろうかというところまで低下してきている。

このような好景気を支えているのは、第1に、家計消費の高い伸びである。2004年の家計消費は2003年と比較して3.6ポイント高い10.8%の伸びを示した。このため、総固定投資も10.1%の伸びを示し、景気は過熱気味のため、インフレ圧力を引き下げられないでいる。³⁾ 家計消費と総固定投資が高い伸びを示した背景には、クレジット供与環境が緩和し、実質クレジット成長率が2000年7.9%から2001年28.0%、2002年32.4%、2003年56.8%、2004年40.5%と異常な伸びを示してきたことにある。⁴⁾

過剰最終消費は、当然のことながら、貿易赤字の拡大を招いており、貿易収支は1999年の20.7億ドルの赤字から2003年には63.9億ドル、2004年には53.2億ユーロの赤字へと拡大してきた。貿易赤字の拡大に対しては、これまで多くの警鐘が鳴らされてきた。⁵⁾ しかしながら、最近では貿易赤字への懸念は次第に薄れてきている。第1に、例えば非居住者による純直接投資が2004年には42億ユーロと前年の2.2倍の伸びを示したことに示されるように、海外直接投資の純流入が順調に伸びてきた。また、労働者の海外からの送金の増加により経常移転収支が2001年の12.8億ユーロから2004年には23.7億ユーロへと増加してきた。このため、

2) 1990年代のルーマニアのマクロ経済パフォーマンスの分析に関しては、吉井(2000)を参照。

3) NBR(2004), pp.28-29.

4) Duenwald(2005), p.8.

5) 吉井(2000), 93頁, 上垣(2004), 162頁などを参照。

対外債務は181億ユーロと増加してきてはいるものの、中央銀行の外貨準備も2004年末には108億ドルに達し、また中・長期対外債務はGDPの30.8%にとどまっている。以上のような理由から、貿易赤字拡大への懸念はしだいに薄れてきている。とは言え、とりわけ海外直接投資の流入が今後とも継続するかどうかは未知数であり、貿易（経常）収支の改善が求められていることに変わりはない。

このように好調で推移してきたルーマニア経済であるが、2005年に入り、若干の景気後退が見られる。2004年の上半期の実質GDP成長率は6.6%であったが、2005年のそれは4.9%へと低下している。個人消費の下落が予想されていたが、これは11.2%と堅調に推移し、GDPの伸びを支えたが、2005年夏の洪水により農業生産額が付加価値ベースで7.1%と大きく減少するとともに、インフラや生産設備に大きなダメージが与えられたためである。

2.2 私有化

1995年の私有化加速法が施行されることにより、遅れていた国有企業（会社）の私有化も進み⁶⁾、現在の私有化率は70%に達している。公社の私有化もRomtelecom（ルーマニア電話公社）のOTEへの売却以降、順次進展し、欧州復興開発銀行（EBRD）の大規模企業私有化指数は、1999年の2.7から2004年には3.7まで上昇している。⁷⁾ 国有企業数は、2001年末の1,342から2005年央の1,180まで減少している。⁸⁾ しかしながら、私有化率や私有化指数で見ても、中・東欧8カ国と比較すれば低く、なお一層の加速が必要なものに変わりはない。

現在、私有化で注意が注がれているのは、不良債権問題により破綻し、EBRDと、世界銀行の投資部門である国際金融公社（IFC）の資本注入によりリストラが進められてきたルーマニア商業銀行（BCR）の私有化であり、2005年10月末現在、入札に応じた7企業のうちオーストリアのエルステ銀行とポルトガル商業銀行が最終交渉相手として選定されている。⁹⁾ この他に国家貯蓄銀行（CEC）、外国貿易銀行（Eximbank）の私有化が残されている。その他、エネルギー関連企業の私有化加速や国鉄（CFR）の私有化などいくつかの重要な私有化ターゲットが残されている。

私有化に関しては、担当官庁が安定していないことも問題であろう。1990年代の国家私有化官庁、国家所有基金（SOF）の後、私有化・国家所有管理局（APAPS）が設けられたが、APAPSは2004年5月に活動を停止し、国家資産回復局（AVAS）がその役割を引き継いだ。¹⁰⁾ AVASは、上述の国有企業の90%を管理しているが、当面の私有化対象は544企業にすぎない。さらにAVASは、私有化後のモニタリングを行っており、私有化されたものの、モニタ

6) 吉井(2000)、第7章を参照。

7) EBRD(2004)、p.164。

8) EC(2003)、p.39、EC(2005)、p.26。

9) 共同通信社「ロシア・東欧ファイル」、2005年10月27日号。

10) ルーマニアにおける私有化、外国直接投資の現状についてはOECD(2005)を参照。

リングの結果、私有化契約が解除され、国有企業に戻る企業も存在している。¹¹⁾ また、外国直接投資を担当するルーマニア外国投資庁 (ARIS) も、他の中・東欧諸国、南東欧諸国の外国投資庁と比較してその活動が弱く、十分な外国直接投資を誘致できていない。

3. 経済政策の現状：IMF

前節で、マクロ経済パフォーマンスは安定化傾向にあることを示したが、これに関わる財政・金融政策はどのようなスタンスの下にとりまとめられているのか、をまとめておこう。財政・金融政策に関しては、中央銀行を含むルーマニア政府に対して主として二つの方向から示唆が与えられていることが知られている。一つは、国際通貨基金 (IMF) であり、もう一つは欧州委員会である。

マクロ経済パフォーマンスの安定化に対するEUのコミットメントは高くない。コペンハーゲン基準や、加盟交渉過程で問題とされる30の章にマクロ経済パフォーマンスは含まれていないことからこの点は明瞭であろう。Government (2005) は、第3章でEU加盟を扱っているが、そこでのルーマニア政府の役割は、加盟交渉の終結と、交渉過程において問題とされる *Acquis Communautaire* (EU法の総体) に関わる制度と規制の確立であると述べられており、EUのマクロ経済パフォーマンスへの関わりが発生するのは、第1にこの目的を達成するためであり、第2にその関わりが強まるのは、ルーマニアがEUに加盟し、ユーロ採択が課題となってからであることが分かる。

これに対してIMFが、1990年代初頭よりルーマニアのマクロ経済安定化と構造改革に関与してきたことは知られている。¹²⁾ その後も、IMFは、主としてスタンドバイ・クレジットの供与条件を通して、ルーマニアの経済政策に関与してきており、現在は、2001年10月に締結された18ヶ月 (3億SDR) のスタンドバイ・クレジット供与アレンジメント (以下、SBA) に引き続き、2004年7月に締結された24ヶ月 (2.5億SDR) のSBAに従って、ルーマニアの経済政策に関与している。

2001年SBAの主要目標は次のようなものである。¹³⁾

- ・2002年に対GDP比で0.5ポイント相当の財政調整を行う。
- ・エネルギー部門企業の損失を対GDP比で約0.5%削減する。
- ・公的部門の賃金をインフレ緩和目標に合致させるとともに、国有企業の雇用と労働費用を削減する。

11) 1993～2004年の私有化契約数10,748件に対して契約解除件数は、1993～96年147件、1997～2000年1,001件、2001～03年185件、2004年50件である(OECD(2005), p.37)。

12) 吉井(2000)、第5章を参照。

13) IMF Press Release No.01/43 (October 31, 2001).

- ・金融プログラムをインフレ目標と国際収支の動きに合致させる。
- ・公的部門の規模を縮小させるための野心的民営化戦略を含む構造改革とビジネス環境を改善させるための諸手段を実施する。
- ・金融部門の規制枠組みと監督を強化する。

同様に、2004年SBAの主要目標は次のようなものである。¹⁴⁾

- ・広義の公的部門（一般政府＋国有企業）の財政スタンスを2003年の結果と比較して対GDP比で1.25%引き締める。このため、2004年の一般政府赤字を予算の対GDP比3%から2.1%へさらに引き下げる。また、エネルギー価格の調整と賃金政策が、国有企業の財務ポジションを改善するための主要な手段である。
- ・クレジットの伸びを実質で約35%に低下させ、国内需要を抑制する。
- ・経常収支赤字は2003年と比較して0.75ポイント下落させ、対GDP比で5.25%とする。
- ・2004年末のインフレを2003年の14.1%から9%へ引き下げる。

また、2004年SBAには、次のような構造改革目標も記載されている。

- ・Petrom（ルーマニア最大の国有石油会社）の民営化を含む民営化を加速させ、企業統治を改善する。その他、当局は、大規模な損失を発生させている鉱業、鉄道部門のリストラを開始する。
- ・企業統治の改善のため、司法の独立性強化を含む司法改革が条件付けられているほか、汚職対策特別検察局の強化を含めた、ビジネス環境の改善のための諸手段を実施する。

以上のような施策により、マクロ経済安定化と構造改革を進め、2007年のEU加盟に向け邁進することが意図されている。また、上述の施策が実行され、目標が達成されているかどうかに関して年に数回のモニタリングが実施されており、これらのモニタリングに対してルーマニア政府、中央銀行側はLetter of IntentをIMFへ提出し、達成不可能な施策に関してはwaiverを提案している。例えば、2004年9月13日付Letter of Intentでは、2004年上半期に主な経済目標は達成されたものの、一般統合予算に対する民間部門負債比率引き下げに関わるパフォーマンス基準が未達成であり、下半期の同基準の未達成についてwaiverが、及び9～12月に対する同基準の修正が要求されている。¹⁵⁾

この時、ルーマニアの経済政策に対するIMFの関与は、マクロ経済パフォーマンスとこれに関わる財政政策、金融政策、所得・賃金政策などの経済政策に関わるものが主なものである。しかしながら、マクロ経済パフォーマンスに影響を及ぼすと考えられる限りにおいて、上述のように、IMFは構造改革にも関与している。2004年9月13日付Letter of Intentでは、エネルギー部門改革と民営化・清算・リストラについて、それぞれ1節を割き、政策目標と現

14) IMF Press Release No.01/43 (October 31, 2001).

15) Romania(2004).その後も、モニタリングを含めたミッションがルーマニアを訪問し、協議が重ねられているが、その内容に関してのプレス・リリース等は公開されていない。

状が述べられている。それは、エネルギー部門改革では、エネルギー価格への政府補助金が政府財政を悪化させている原因の一つであると考えられていること、また、民営化・清算・リストラは、国有企業の赤字補填と税金及び借入金の未払い問題の解決につながると考えられているためである。

4. 経済政策の現状：EU

ルーマニアは、1990年に民主化・市場経済移行を開始して以来、欧州連合（EU）との関係を最優先事項として政策を運営してきた。1990年には貿易・経済協力協定を、1993年には準加盟協定をそれぞれ締結し、EUへの加盟意思を明らかにした。同年、コペンハーゲン欧州理事会は、①民主主義、法の支配、人権及び少数民族の尊重と保護を保証する安定した諸制度を有すること（政治的基準）、②市場経済が機能しており、EU域内での競争力と市場の力に対応するだけの能力を有すること（経済的基準）、③政治的目標ならびに経済通貨同盟を含む、加盟国としての義務を負う能力を有すること（*Acquis Communautaire* の受容）からなるコペンハーゲン基準を採択し、EU加盟意思を持つ中・東欧諸国へその道を開き、ルーマニアも、1994年のハンガリーに引き続き、1995年に加盟申請を行った。

1997年に欧州委員会は、「アジェンダ2000」を発表し、加盟申請を行った国々のコペンハーゲン基準達成状況を評価し、1998年にはハンガリーなどの中・東欧5カ国との加盟交渉が開始された。ルーマニアを含む他の中・東欧諸国とも2000年には加盟交渉が開始されたが、この時点ではルーマニアは、コペンハーゲン基準をすべて満たすことができていなかった。しかし、2004年年次報告書で初めて経済的基準を満たしているとされ、2004年12月14日に加盟交渉が終了し、2005年4月25日に加盟条約への署名が行われ、ルーマニアは2007年1月1日にEUへ加盟することが決定した。ここでは、経済的基準が満たさないとされていたEC(2003)でどのような問題が示されていたのか、この問題がどのように解決され、経済的基準を満たしているとEC(2004)は判断したのかを見ておこう。

機能する市場経済が存在するとは、価格および貿易が自由化され、所有権を含む施行可能な法体系が存在することであり、マクロ経済の安定化と経済政策に関するコンセンサスは経済パフォーマンスを強化し、また、発達した金融部門が存在し、市場参入・退出への著しい障害が存在しなければ、経済効率が改善される。¹⁶⁾

機能する市場経済の存在の評価の冒頭にマクロ経済の安定化があることから、経済成長とインフレ抑制を達成するためのポリシーミックスが重要な課題であることが分かる。既に述べたように、ルーマニアのマクロ経済パフォーマンスは著しく改善されてきており、EC

16) EC(2003), p.35.

(2003) もこれを認めている。しかし、これらのマクロ経済パフォーマンスの改善をもたらしたのは、IMFのSBAの枠組みの下での首尾一貫した安定志向の財政・金融政策である¹⁷⁾、とされており、マクロ経済安定化においてIMFが主たるプレイヤーであることが確認できる。このように、マクロ経済の安定化はかなり改善されてきているが、不良債権やクレジットの急速な拡大など、下振れリスクも存在することが指摘されており、よりいっそうのマクロ経済安定化機運を維持するために、広義の財政赤字削減の継続を伴った、慎重な財政・賃金政策が必要である、とEC (2003) は述べている。

この指摘に対し、前節で述べたように、ルーマニア政府と中央銀行はSBAに従ってマクロ経済パフォーマンスを引き続き安定化させた。このため、EC (2004) では、EC (2003) と比較して、マクロ経済安定化への懸念にかかわる記述は減少している。

ルーマニアの金融政策は、インフレ抑制を軸に行われている。2004年10月には外為市場での介入政策の中立化が行われ、為替レートはレイ高で推移してきており、インフレ抑制に貢献してきた。2005年7月1日は4桁のデノミネーションが行われ、さらに2005年内に金融政策の目標が、インフレ・ターゲット (2005年は7.5% (±1%)) へ変更される。

価格の自由化では、ほぼすべての価格が自由化されているが、主として自然独占あるいは法的独占により18の財・サービスが規制されていることがEC (2003) で指摘されている。このうち、とくに問題とされているのはエネルギー部門であり、リストラが及んでいない企業群へ支払い規律を課すことが依然として困難であることが、価格システムの機能を妨げていると述べられている。

これに対して、規制されている財・サービスは依然18と変わらないものの、2004年にルーマニア政府はインフレ率を上回る率で電気、天然ガス価格を引き上げることで問題への対応を図った。しかしながら、天然ガス価格は、輸入価格に相応していないこと、2004年8月の暖房価格の引き上げはインフレ率を下回っていること、課金システムが十分でないことなど、EC (2004) は引き続き改善を求めている。

私有化に関しては、EC (2003) は、加速しているものの、エネルギー部門を中心として私有化戦略が終了していないことを指摘している。¹⁸⁾ エネルギー部門は、国が保有する社会資本の70%を超えているにもかかわらず、多額の未払い、環境問題の負担、料金体系が中期的に明確な展望を欠いていることなどのため、私有化への障害が大きいとされている。

このような状況に対して、ルーマニア政府は、私有化組織の改組を行い、ASPASに代わりAVASを私有化に責任を持つ組織とした他、エネルギー部門では、2004年7月にPetrofがオーストリアのOMVへ売却されることが決定され、配電会社2社が2004年6月に私有化されるなど、進展は見せているが、まだ十分ではないと欧州委員会によって引き続き指摘を受け

17) EC(2003), p.38.

18) EC(2003), p.39.

ている。¹⁹⁾

私有化にかかわり、企業の参入・退出についても複雑な行政手続を複雑な行政手続が妨げていること、企業に財務規律を課すことが依然としてできていないことが指摘されている。²⁰⁾

次に、EU内の競争圧力と市場の力に対応する能力が存在するかどうかについてどのような指摘がなされているのかを見ておこう。²¹⁾ この能力は、次のようなものであるとされている。

この基準を満たす能力は、市場経済の存在と安定したマクロ経済の枠組みが存在し、経済主体が予測可能な環境で決定を行うことができるかどうか依存している。この能力はまた、十分な量の人的資源、インフラを含めた物理的資源を必要とする。国有企業はリストラクチャリングされ、すべての企業がその効率を改善するための投資を行う必要がある。さらに、企業が外部資金へのより多くのアクセスを持ち、そのリストラクチャリングと革新が成功するならば、その適応能力は高まる。全体として、ある経済が加盟国としての義務をより十分に遂行することができるならば、加盟以前のEUとの経済統合度を高めることができよう。EU加盟国と交易される生産物の量と範囲はこのような統合を指し示す尺度を与える。

以上の基準に従い、競争力と市場の力への対応能力を見ていく。第1に指摘されているのは、人的資本への投資の不足である。教育への支出の対GDP比率は3%であり、OECD諸国平均の5.1%と比較して低い。²²⁾ 義務教育を完了しない者が23.2%にも達し、中等・高等教育への進学率は12.8%にすぎない(2002年)。

次に、資本ストックおよびインフラの水準が低いことが指摘されている。資本ストックに関しては、2000年以降のマクロ経済の安定化に伴い、投資率が上昇してきており、またFDIも伸びてきていることから、改善が見られる。しかしながら、インフラに関しては問題が大きい。エネルギーと灌漑の分野での遅れがとりわけ指摘されている他、高速道路・鉄道インフラは90年代と変化がないとの指摘がなされている。

第2に、産業部門のリストラの遅れが指摘されている。銀行部門に関しては、私有化に遅れが出ていることは既に述べたが、これ以外にも、預金・貸出金利率の差が大きく、経済のリストラと強化を妨げていることが指摘されている。農業部門では、旧所有者への返還の結果細分化された農地を集約化すること、また国有農場の私有化が遅れていることが指摘されている。最後に鉱工業部門では、財務規律の強化と私有化の促進が加速される必要があるこ

19) EC(2004), p.41.

20) EC(2003), p.39.

21) EC(2003), pp.41-44.

22) OECD/OECD教育研究革新センター「図表で見る教育 OECDインディケータ(2005年版)』(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/05091301/002.htm)。

とが指摘されている。

第3に、中小企業のためにより好ましい環境を作り出すため、官僚主義の抑制と金融仲介を拡大することが必要であると指摘されている。

最後に、EUとの競争力の現状では、ルーマニアの輸出の多くは衣料、靴、家具という低付加価値製品が大半であるが、その輸出割合が2001年の37.4%から2002年には36.2%に低下する一方、機械製品の輸出シェアが19.9%から21.2%へ上昇しているという好ましい傾向がわずかに生じてきたことが指摘されている。

これらの競争力向上の問題は短期間に解消できるものではなく、EC（2004）においても同様の指摘がなされており、エネルギー、鉱業、輸送のような主要部門でのリストラと私有化が、機能する市場経済の形成とEU内での競争力と市場の力に対応する能力の向上に大きく資するであろうとのまとめがなされている。²³⁾

以上見てきたように、マクロ経済安定化の進展と、Petromなどの私有化の進展により、ルーマニアは2004年に機能する市場経済が存在し、コペンハーゲン経済的基準を満たしていると認められた。しかしながら、マクロ経済の下振れリスクが存在すること、エネルギー部門においてさらに一層の構造改革が必要であることなどから、機能する市場経済の存在が再び否定される可能性はないとは言えないし、EU内の競争圧力と市場の力に対応する能力が存在するかどうかについては、2003年から2004年にかけて取り立てて大きな進展があったとは認めがたく、経済的基準が満たされたと評価されたのは、ルーマニア（とブルガリアの）EU加盟を2007年のスケジュールどおりに行うための政治的判断であった、と評価することもできよう。

5. 新ルーマニア政府の経済政策

ルーマニアのEU加盟交渉を行ってきたのは、ナスターセ前政権（社会民主党）である。しかしながら、2004年11月の議会・大統領選挙により、議会では与党の社会民主党・ルーマニア人道党全国連合が約37%の議席を獲得して比較第一党となったものの、大統領選挙では12月の決選投票を経て、トライアン・バセスク（国民自由党・民主党）がナスターセを破り、新大統領に就任し、また、国民自由党・民主党・ハンガリー人民民主同盟・ルーマニア人道党（社会民主党との連立を解消）が連立を組み、カリン・ポベスク・タリチャーヌ首相が政治を担うこととなり、4年振りの政権交替となった。そこで、Government（2005）を概観することにより、新政権がどのような政策プログラムを持っているのかを確認しよう。

Government（2005）は、全27章から成り、第1章「ルーマニア政府のコミットメント」は

23) EC(2004), p.44.

次のように述べている。

ルーマニア政府は、ルーマニアが永続的な経済発展を遂げ、国民の福祉を向上させ、国家の尊厳を再び得ることを目的として、民主主義、資本主義、ヨーロッパの価値に取り組み、これを促進する。

ルーマニア政府が共有し、促進する基本的な選択肢は次のものである。

- (1) ルーマニアにおける法の支配と民主主義を強化する。
- (2) 国家の役割を再定義し、経済への国家の関与を抑制する一方、法規の保証者としての国家の役割を強化する。
- (3) 個人の自由を強固なものとし、国民と家族の安心を高める。
- (4) 個人資産を保障し、これを発展させ、共産主義時代に乱用的に接収された資産をすべて返還し、資産の平等な取り扱いを行う。
- (5) 機能する市場経済を回復する。
- (6) 企業家精神を刺激する。
- (7) 社会・経済を団結させ、貧困と社会差別を削減する。
- (8) 機会の平等を達成する。
- (9) 少数民族の人権を尊重する。
- (10) ルーマニアをユーロ・大西洋経済・安全保障構造に完全に組み込む。

以下、経済政策に関係する第4章「ビジネス環境」、第12章「財政政策」、第13章「産業政策」の概要を述べる。

第4章は、9節からなる比較的長い章である。その第1節は、「財政の軽減」であり、次の具体的な目標が示されている。

- ・法人税率を25%から16%へ引き下げる。
- ・個人所得税を16%の単一税率とする。ただし、低所得層への影響をとどめるため、基礎控除と追加控除は維持される。
- ・2006年以降、社会基金への賦課を段階的に引き下げ、現在の49.5%から2008年の39.5%とする。

法人税率と個人所得税率については、既に16%の単一税率とされており²⁴⁾、複雑な控除制度の廃止とともに、ビジネス環境の自由化を促している。

24) 財政収入の均衡を図るため、2005年4月に利子課税率が1%から10%へ引き上げられ、不動産譲渡益への10%の課税が導入された。また、IMFは付加価値税率を19%より引き上げることを求めていると言われている（日本格付研究所『JCRソブリン・クォーターリー・レビュー』、2004-55号、2005年2月28日）。

第2節は「金融市場」であり、中央銀行とともに、金融市場を強固なものとする必要があると述べられているが、財政とは異なり、具体性に乏しく、

- ・企業部門における外国資金が支配的である現状を改める。
 - ・国庫赤字補填による金融市場のクラウドディング・アウト効果を制限する。
- などの提案がなされているだけである。

次に、第3節「汚職との戦い」、第4節「行政上の障害の除去」と²⁵⁾、欧州委員会により改善が強く求められている問題への政策が取り上げられており、第3節の冒頭では、「ルーマニア政府は汚職を全く容認しないことを宣言する。」と述べ、その意欲を示している。しかしながら、具体的な措置については述べられていない。

第5節「ビジネス環境の強化」の後、第6節は「競争政策」に割かれている。競争政策は、EC (2005) において補論で特に取り上げられていることから分かるように、欧州委員会が強く求めている政策の一つである。これに対しては、次の提案がなされている。

- ・議会特別委員会の推薦による委員の任命を含めて、競争委員会の独立性を確保する。
- ・有効な反独占法を制定する。
- ・公共財の生産と配分への国家の役割を抑制する。
- ・経済主体の競争力を妨げ、この分野での*Acquis Communautaire*の規定に合致した自由な競争を歪めるような国家支援、他の公的介入を規制する。

EC (2005) は、「反独占の分野で、法的調整は完全であり、ルーマニアの法規はEUの反独占規則の主たる原則を含んでいる。競争法への修正がなされ、国有企業と他の企業との差別が廃止された。競争委員会は、引き続き反独占試行記録を持つようになり、採択された数の決定は増加し、課徴金は大きく引き上げられて、課されるようになっている。」と述べており、十分ではないものの、この分野での改善は大きいことが分かる。

第7節は「中小企業と組合の分野での政策」であり、

- ・中小企業のクレジット費用を引き下げる。
- ・国家機関と企業化との関係を改善する。
- ・中小企業を奨励するための経済インセンティブを導入する。
- ・行政手続を簡素化する。

といった措置があげられている。

第8節は「労働市場」であり、これを完全に自由化することが目標であると述べている。

次に、第12章「財政政策」を見てみよう。財政政策でまず述べなければならないことは、社会民主党政権時代に複雑になった控除や例外を継続的に減少させ、ビジネス環境の透明性を増すための改革を行うとしている点であろう。第4章で述べられ、またこの章でも詳しく

25) 原文では第4章に「金融市場」と「汚職との戦い」の2つの第2節があるため、「汚職との戦い」を第3節とし、以後順に節の番号を繰り下げて概要を説明する。

述べられている法人税率と個人税率の16%への統一をこの政策の代表例としてあげることができよう。この他の財政政策の目標は次のようなものである。

- ・ 一般政府予算赤字をマクロ経済目標に合致させ、インフレ率引下げ努力を保つため広義財政赤字を減少させる。
- ・ ルーマニア経済とヨーロッパ経済との統合過程を継続する。
- ・ 公的資金の徴収、配分過程に地方をより積極的に関与させるため財政の分権化を加速する。
- ・ 労働、所得、資本への財政負担を軽減する。
- ・ 社会保障負担率を引き下げる。
- ・ 2007年以後の加盟前基金と構造基金の吸収力を増す。
- ・ 財政法規とEU規則との調和を継続する。

主たる具体的措置は、第4章で述べたのでここでは省略する。

最後に、第13章「産業政策」である。産業政策の目標は次であるとされている。

- ・ 競争力を向上する。
- ・ 研究開発の役割を向上させる。
- ・ 資源・環境保護の永続的管理を行う。
- ・ 職業訓練と雇用を改善する。

この目的を達成するため、リスボン戦略で採択された知識基盤経済のルールを遵守し、またEU内でのリスボン戦略の見直しにより認められた原則に従うとしている。

以上、新政権の2005～2008年政府プログラムの経済に関わる部分を見てきたが、EU加盟が強く意識され、政策の調和を図られているとともに、経済における政府の役割を限定することが強く意識されている。この点は次の第4章の最後の一文で明らかであろう。

強い政府とは、すべてを管理しようとする政府ではなく、市場と法に力を与えるためその力の一部をあきらめることを理解している政府である。ビジネス環境の安定と予測可能性、資源の効率的な利用、労働市場・財・サービス・資本の自由な移動、過剰な官僚機能の抑制、そして汚職の削減という、機能する市場経済が要請する一連の事項を政府が満たすことにより市場は発展するのである。

6. 終わりに

本稿で述べてきたように、ルーマニアのマクロ経済パフォーマンスは1990年代と比較すれば格段の安定化を示してきてはいるものの、インフレ率が高止まりしていること、対外経常

収支に問題があることなどから、他の中・東欧諸国と比較すれば、マクロ経済安定化は十分ではない。このため、ルーマニア経済は、IMFのスタンバイ・クレジットにまだ依存せざるを得ないため、マクロ経済政策へのIMFの関与は高い。一方で、1993年のコペンハーゲン規準の制定、EU加盟申請に始まり、ルーマニアは欧州委員会が求める経済政策枠組みへその政策の舵取りをきってきた。1997年のアジェンダ2000の公表、2000年の加盟交渉開始後はこの特徴がより明瞭となってきており、マクロ経済安定化に関しては未だにIMFの役割が大きいものの、構造改革に関してはルーマニアの経済システムのEU基準への収斂はますます進んできている。

2004年12月には加盟交渉は終結し、2005年に4月には加盟条約が締結され、2008年への1年間の延期の可能性は排除できないものの²⁶⁾、ルーマニアはブルガリアとともに2007年1月にEUへ加盟することとなった。

しかしながら、本稿で示したように、欧州委員会は、コペンハーゲン経済的基準について、とりわけEU内での競争力と市場の力に対応する能力に関して、多くの条件が満たされていないこと、そして加盟条約の中でも多くの条項について移行条件を定めて、今後整えなければならない条件が多数存在することをルーマニア政府に対して明らかにしている。

また、IMFも、原油価格の高騰などの外的要因、民間への貸出条件の引き締めなどの内的要因の結果、ルーマニアの経済成長率が低下し、財政赤字等の基準が未達成になる可能性があることから、ルーマニア政府および中央銀行に対して、マクロ経済安定化政策のいっそうの強化を求めようとしている。

このように、ルーマニアにおける市場経済への移行は決して完了したとは言えない。また、たとえEUに加盟できたとしても、次に欧州通貨統合(EMU)に加盟し、ユーロを採択するという新たな課題が出現する。このためには、さらなるマクロ経済安定化の進展と、構造改革、競争力の向上が必要とされる。ルーマニア国民にとっては長く困難な道を歩み続けなければならない。

*本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)(一般)「EU拡大がユーロ域・中東欧諸国の実体経済及びユーロの役割に及ぼす効果に関する研究」(研究代表者、藤田誠一神戸大学経済学研究科教授)、および科学研究費補助金基盤研究(A)(一般)「バルカン地域を巡る国際関係の変動に関する研究」(研究代表者、月村太郎神戸大学法学研究科教授)の助成を受けた研究成果の一部である。ここに記して、感謝申し上げる。

26) 欧州委員会は、EC(2005)で指摘した問題点が改善されたかどうかに関する報告書を2006年4月か5月に提出し、条件を満たしていないと判断すれば、EU加盟を2008年1月まで延期するよう加盟国に提案する(共同通信社「ロシア・東欧ファイル」, 2005年10月26日)。

参考文献

- Duenwald(2005): Christoph Duenwald, Nikolay Gueorguiev, and Andrea Schaechter, "Too Much of a Good Thing? Credit Booms in Transition Economies: The Cases of Bulgaria, Romania, and Ukraine," *IMF Working Paper* (WP/05/128), 2005.
- EBRD(2004): European Bank for Reconstruction and Development, *Transition Report* 2004.
- EC(2003): Commission of the European Union, *2003 Regular Report on Romania's Progress towards Accession*, 2003.
- EC(2004): Commission of the European Union, *2004 Regular Report on Romania's Progress towards Accession*, 2004.
- EC(2005): European Commission, *Romania 2005 Comprehensive Monitoring Report*, 2005.
- Government(2005): Government of Romania, *Government Program 2005-2008*.
- Hunya(2005): Gabor Hunya, "Romania: decelerating economic growth, widening deficits," the Vienna Institute for International Economic Studies, *Monthly Report*, 10/2005, pp.19-20.
- NBR(2004): National Bank of Romania, *Annual Report* 2004.
- OECD(2005): Organisation for Economic Co-operation and Development, *OECD Investment Policy Reviews Romania*, 2005.
- Protocol(2005): *Protocol concerning the Conditions and Arrangements for Admission of the Republic Bulgaria and Romania to the European Union* (http://europa.eu.int/comm/enlargement/negotiations/treaty_of_accession_2005/pdf/treaty/protocol/aa03_r3_protocol_en5.pdf).
- Romania(2004): *Letter of Intent, Supplementary Memorandum on Economic and Financial Policies, and Technical Memorandum of Understanding*, September 13, 2004.
- Treaty(2005): Treaty concerning the Accession of the Republic of Bulgaria and Romania to the European Union (http://europa.eu.int/comm/enlargement/negotiations/treaty_of_accession_2005/pdf/treaty/aa02-r3-Treaty.en5.pdf).
- 上垣(2004): 上垣彰 「後進東欧諸国における経済移行の到達点—ブルガリア・ルーマニアを例にして」 西村可明編『ロシア・東欧経済—市場経済移行の到達点—』(財)日本国際問題研究所, 2004年10月, 143-165頁。
- 吉井(2000): 吉井昌彦『ルーマニアの市場経済移行—失われた90年代?—』勁草書房, 2000年7月。

表1 ルーマニア基本経済指標 (1990-2004)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
名目GDP (10億レイ)	857.9	2203.9	6029.2	20035.7	49773.2	72135.5	108919.6	252925.7	371193.8	545730.2	800773.1	1167687.0	1512616.8	181890778.3	
実質成長率 (%)	-5.6	-12.9	-8.8	1.5	3.9	7.1	3.9	-6.1	-4.8	-1.2	2.1	5.7	5.0	4.9	8.3
1人当りGDP(USD)	1648	1244	859	1158	1323	1564	1563	1565	1859	1585	1652	1793	2100	2620	
1人当りGDP(USD at PPP)	5380	4810	4560	4740	5040	5520	5870	5620	5380	5440	5640	6180	6820	7340	
実質工業生産成長率 (%)	-19.0	-22.8	-21.9	1.3	3.3	9.4	6.3	-7.2	-13.8	-2.4	7.1	8.3	4.3	3.1	5.3
実質農業生産成長率 (%)	-2.9	0.8	-13.3	10.2	0.2	4.5	1.3	3.4	-7.5	4.0	-14.8	22.7	-3.5	3.6	
実質総固定資本形成成長率 (%)	-35.5	-31.6	11.0	8.3	20.7	6.9	5.7	1.7	-5.7	-4.8	5.5	10.2	8.2	9.2	
雇用増加率 (%)	-1.0	-0.5	-3.0	-3.8	-0.5	-5.2	-1.2	-3.8	-2.3	-4.5	2.5	-0.8	-2.7	-	
登録失業者数 (1000人、年末)	337.4	929.0	1164.7	1223.9	998.4	657.6	881.4	1025.1	1130.3	1007.1	826.9	760.6	658.9	557.9	
登録失業率 (%)、(年末)	3.0	8.2	10.4	10.9	9.5	6.6	8.9	10.4	11.8	11.8	10.5	8.8	8.4	7.2	6.2
LFSベース失業率 (%)、(年平均)	8.2	8.0	6.7	6.0	6.3	6.8	7.1	6.6	8.4	7.0	
消費者物価上昇率 (%)	5.1	170.2	210.4	256.1	136.8	32.3	38.8	154.8	59.1	45.8	45.7	34.5	22.5	15.3	11.9
生産者物価上昇率 (%)	26.9	220.1	184.8	165.0	140.5	35.1	49.9	152.7	33.2	44.5	53.4	38.1	23.0	19.5	
中央政府会計 (10億レイ)															
歳入	307.1	496.8	1363.9	3792.4	8860.1	12888.3	18372.8	43834.5	67215.5	93239.8	120342.2	148203.1	179205.5	252447.3	321953.6
歳出	310.9	537.9	1626.9	4128.8	10930.3	15858.0	23732.0	52896.6	77616.6	106886.7	149167.8	184012.2	226823.6	281450.7	340734.7
収支	-3.8	-41.1	-263.0	-336.4	-2070.2	-2969.7	-5359.2	-9062.1	-10401.0	-13646.9	-28825.6	-35809.1	-47618.1	-29003.4	-18781.0
対GDP比	-0.4	-1.9	-4.4	-1.7	-4.2	-4.1	-4.9	-3.6	-2.8	-2.5	-3.6	-3.1	-3.2	-3.2	-1.5
經常収支 (100万USD)	-3337	-1012	-1564	-1174	-428	-1774	-2571	-2104	-2917	-1437	-1355	-2223	-1525	-3254	
対GDP比 (%)	-8.7	-3.5	-8.0	-4.5	-1.4	-5.0	-7.3	-6.0	-7.0	-4.0	-3.7	-5.5	-3.3	-5.7	
輸出 (FOB、100万USD)	5775.4	4265.7	4363.4	4892.2	6151.3	7910.0	8084.5	8431.1	8302.0	8487.0	10366.5	11385.0	13875.7	17618.0	18935
成長率 (%)	-44.9	-26.1	2.3	12.1	25.7	28.6	2.2	4.3	-1.5	2.2	22.1	9.8	21.9	27.0	21.3
輸入 (CIF、100万USD)	9202.5	5793.4	6259.6	6521.7	7109.0	10277.9	11435.3	11279.7	11837.8	10557.0	13054.5	15551.6	17861.7	24003.1	24257.6
成長率 (%)	9.1	-41.6	8.0	4.2	9.0	44.6	11.3	-1.4	4.9	-10.8	23.7	19.1	14.9	34.4	24.0
貿易収支 (100万USD)	-3427.1	-1527.7	-1896.2	-1629.5	-957.7	-2367.9	-3350.8	-2848.6	-3535.8	-2070.0	-2688.0	-4166.6	-3986.0	-6385.1	-5322.6
為替レート (レイ/USD、年平均)	22.4	76.4	308.0	760.1	1655.1	2033.3	3082.6	7167.9	8875.6	15332.9	21692.7	29060.9	33055.5	33200.1	29067.0
為替レート (レイ/EUR、年平均)	31.1	94.8	399.4	884.6	1967.6	2629.5	3862.9	8090.9	9989.3	16295.6	19955.8	26026.9	31255.3	37555.9	39663.0

資料) WIIW, Countries in Transition 2004, Romanian National Institute of Statistics, Monthly Statistical Bulletin, 12/2004 and its website.

Summary

ROMANIAN POLICY MIX AND ACCESSION TO THE EU

MASAHIKO YOSHII

Although economic policies in the Central and Eastern European countries (CEECs) were conducted in line with the shock therapy of the IMF in the beginning of the 1990s, the economic recoveries and the CEECs' aspirations to be members of the European Union (EU) have made them to go out from the surveillance of the IMF and to change their policy mix orientation towards the EU guidelines.

Romania's diplomatic relations with the EU date from 1990, and a Trade and Co-operation Agreement was signed in 1991. The Europe Agreement was concluded in 1993, and Romania submitted its application for EU membership in 1995. Following the Helsinki European Council's decision, accession negotiations started on 15 February 2000. In December 2004, closure of the negotiations was announced, and the Accession was subsequently signed in Luxembourg on 25 April 2005, which would invite Romania to be a member of the EU on 1 January 2007. During this period, the European Commission monitored all aspects of Romanian policies, and directed them towards the framework of Copenhagen criteria and the *Acquis Communautaire*.

This paper examines how the Romanian economic policies have been shaped by the European commission and the IMF. It will show that the IMF is still a mentor in the sphere of macroeconomic stabilization, and that other aspects of the Romanian economic policies have been guided by various indications from the European Commission. Also which indications the Government of Romania has not adopted will be shown.

The Treaty of Accession may enter into force on 1 January 2008, if Romania does not make enough efforts. And even if Romania as well as Bulgaria can be member states of the EU, another process to be members of the European Monetary Union to adopt the EURO will commence. Romania will have to continue further along a long and arduous road.